現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)		
(フリガナ) 法人名等		
本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(　　局　　署) 電話(　　)　－	
(フリガナ) 代表者氏名		
代表者住所	〒	
事業種目	業	

※税務署処理欄	
整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、

□ 令和５年旧措置法施行令第27条の４ 第16項　□ 令和２年旧措置法施行令第27条の４ 第12項
□ 令和５年旧措置法施行令第27条の４ 第23項　□ 令和２年旧措置法施行令第27条の４ 第19項
□ 令和５年旧措置法施行令第27条の４ 第38項　□ 令和２年旧措置法施行令第27条の４ 第32項

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

現物分配法人	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
現物分配の年月日		年　　月　　日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

(規格A4)

05.06 改正

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

1　この届出書は、法人が現物分配（法人税法第２条第 12 号の５の２に規定する現物分配をいいます。以下同じです。）により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第 145 号）による改正前の租税特別措置法施行令第 27 条の４第 16 項、第 23 項若しくは第 38 項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第 207 号）による改正前の租税特別措置法施行令第 27 条の４第 12 項、第 19 項若しくは第 32 項若しくは第 39 条の 39 第 11 項、第 18 項若しくは第 31 項の規定により届出しようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後２月以内（令和３年４月１日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた現物分配にあっては、その開始の日以後６月以内）に提出してください。

3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　届出書の各欄は、次により記載します。

(1)　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　届出本文の

□ 令和５年旧措置法施行令第 27 条の４第 16 項	□ 令和２年旧措置法施行令第 27 条の４第 12 項
□ 令和５年旧措置法施行令第 27 条の４第 23 項	□ 令和２年旧措置法施行令第 27 条の４第 19 項
□ 令和５年旧措置法施行令第 27 条の４第 38 項	□ 令和２年旧措置法施行令第 27 条の４第 32 項

には、届出の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。

なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、

□ 令和２年旧措置法施行令第 27 条の４第 12 項 □ 令和２年旧措置法施行令第 27 条の４第 19 項 □ 令和２年旧措置法施行令第 27 条の４第 32 項	を	□ 令和２年旧措置法施行令第 39 条の 39 第 11 項 □ 令和２年旧措置法施行令第 39 条の 39 第 18 項 □ 令和２年旧措置法施行令第 39 条の 39 第 31 項

と読み替えてください。

(3)　「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地（その現物分配法人が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4)　「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。

なお、その現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。